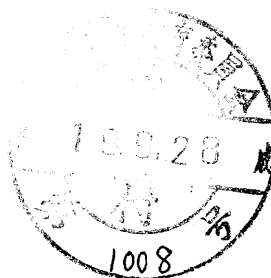


教育長	次 長	課 長	係
水間	喜部		



4-1-23



19 高教政第 753 号

平成 19 年 9 月 25 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教育政策課長

臨時的任用教職員の雇用期間等の取扱いについて（通知）

教職員の臨時的任用については、地方公務員法第 22 条第 2 項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（以下「産休代替法」という。）第 3 条第 1 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）第 6 条第 1 項、職員の任用に関する規則第 7 条及び公立学校臨時的任用教職員取扱要綱により実施しているところですが、雇用保険法の一部改正により、雇用保険の基本手当を受給するための被保険者期間が通算 12 月以上必要となること等を考慮し、雇用期間等の取扱いを下記のとおり変更し、平成 19 年 10 月 1 日から施行することになりましたので通知します。

つきましては、貴管内の学校に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いいたします。

記

1 変更内容

（1）引き続き雇用される個々の臨時的任用職員の雇用期間の限度

変更前 原則 10 か月

変更後 12 か月（産休代替法又は育児休業法に基づき雇用される者を除く。）

（2）1 年以上の中断期間が必要となる臨時的任用職員の雇用期間の通算月数

変更前 通算 30 か月（市町村立教育諸学校及び県立中学校にあつては 35 か月）

変更後 通算 36 か月

（3）臨時的任用教員の雇用期間の通算

変更前 臨時的任用職員として雇用された期間を含まない。

変更後 臨時的任用職員として雇用された期間は、7 日間以上の中断期間を置かず臨時的任用教員として雇用される場合を除いて、含まない。

2 適用方法

- (1) 平成 19 年 10 月 1 日現在で同年 9 月 30 日以前から引き続き雇用されている者
その職の設置期間の範囲内で、引き続く雇用期間が 12 か月に達するまで雇用を延長することができる。
- (2) 平成 19 年 10 月 1 日以降に新たに雇用される者
その職の設置期間の範囲内で、最長 12 か月を限度に雇用することができる。
- (3) 平成 19 年 9 月 30 日以前に雇用期間が満了する者
今回の変更内容は適用しない。

3 注意事項

雇用保険の基本手当を受給するための被保険者期間が、通算 12 月以上必要となることから、雇用期間が 12 月に達しない場合（例えば、4 月 7 日から翌年の 3 月 24 日までの雇用期間の場合）は、当該期間だけでは雇用保険の基本手当の受給対象とならない。